

【貿易経済安全保障局】

部署名	総務課
所掌事務	1. 貿易経済安全保障局の所掌事務に関する総合調整。 2. 輸出及び輸入の増進、改善及び調整に関する事務の総括。 3. 輸出及び輸入に関する総合的な調査。 4. 前三号に掲げるもののほか、貿易経済安全保障局の所掌事務で他の所掌に属しないもの。
連絡先	03-3501-1511（内線：3151～3154）

部署名	経済安全保障政策課
所掌事務	1. 経済産業省の所掌事務のうち安全保障の確保に関する経済施策に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。
連絡先	03-3501-1511（内線：3267～3270）

■貿易管理部

部署名	貿易管理課
所掌事務	1. 輸出及び輸入の管理（イノベーション・環境局及び他課の所掌に属するものを除く。）。 2. 外国為替の管理及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第54条第2項及び輸出入取引法（昭和27年法律第299号）第36条の規定により税関長に委任された権限に係る事務に関する税関長の指揮監督。 3. 通商に伴う外国為替の管理及び調整（他課の所掌に属するものを除く。）。 4. 条約に基づいて日本国に駐留する外国軍隊、日本国に在留する外国人及びこれらに類する者に対する物資の供給及び役務の提供（防衛省の所掌に属するものを除く。）。
連絡先	03-3501-1511（内線：3241～3245）

部署名	貿易審査課
所掌事務	1. 輸出及び輸入の承認。 2. 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の施行に関する事務のうち輸出移動書類及び輸入移動書類に関すること。 3. 第2号に掲げるもののほか、農林畜水産物、飲食料品及び農薬の輸出及び輸入の管理。（輸出及び輸入の承認に関する事後審査に関するものを除く。）。 4. 絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）の施行に関する事務のうち同法第16条に規定する希少野生動植物種の個体等に係る措置命令等の実施に関すること並びに同法第19条に規定する報告の徴収及び立入検査の実施。 5. 輸入貨物に係る相殺関税及び不当廉売関税に関する事務のうち経済産業省所掌に係るものに関すること。 6. 緊急関税その他の貨物の輸入の増加の際の緊急の措置に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。 7. 輸入貨物に係る関税割当ての実施に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。 8. 通商に伴う支払等、特定資本取引及び役務取引等の許可（安全保障貿易審査課の所掌に属するものを除く。）。
連絡先	03-3501-1511（内線：3251～3255）

部署名	安全保障貿易管理課
所掌事務	1. 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる外国貿易及び通商に伴う外国為替の管理に関する事務（経済産業省組織令第51条第2号に掲げる事務に係るもの及び安全保障貿易審査課の所掌に属するものを除く。）。 2. 外国為替及び外国貿易法の規定による外国投資家の対内直接投資等、特定取得及び技術導入契約の締結等の規制に関すること。
連絡先	03-3501-1511（内線：3271～3274）

部署名	安全保障貿易審査課
所掌事務	1. 外国為替及び外国貿易法第48条第1項及び第2項に規定する輸出の許可。 2. 外国為替及び外国貿易法第25条第1項から第4項に規定する取引又は行為の許可。
連絡先	03-3501-1511（内線：3281～3285）